

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

7年6月19日

山梨県知事

長崎幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県上野原市秋山2399

氏 名 秋山建設株式会社

代表取締役 奈良田 伸一

電話番号 0554-56-2324

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他のその処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	秋山建設株式会社
事業場の所在地	山梨県上野原市秋山2399
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	元請 3億円
③ 従業員数	8名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（R6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	排出量	2596 t	5 t
(これまでに実施した取組) 弊社では、産業廃棄物の発生が、アスファルト殻、コンクリート殻主なので、発注者との協議の中、発生量の抑制工法、施工方法の検討を、常に行ってい。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	排出量	2500 t	5 t
(今後実施する予定の取組) 発生した産業廃棄物は、適正に処理する事を原則とし、発注者施工者共に、産業廃棄物の発生抑制を、考慮した工法を協議し、再生出来る物の分別を徹底し、最低限度に産業廃棄物を、押さえる努力を、常に行う。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場毎に発生した物を、きちんと分別し、産業廃棄物の処理量の削減、再生利用の拡大を考慮し、運搬処理を委託する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場毎に種類分別し、再生利用処理業者に運搬委託し、処理を行う。再生利用ルートの確立、再生資材の促進を図る。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（R 6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（R 6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
	【前年度（R 6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥	
①現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	
(これまでに実施した取組)				
	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥	
②計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	【前年度（R 6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥	
①現状	全処理委託量	2596 t	5 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	2596 t	5 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組)				
工事で発生した産業廃棄物は、適正に処理する事を原則とし、処理業者に委託し、的確に管理する。				

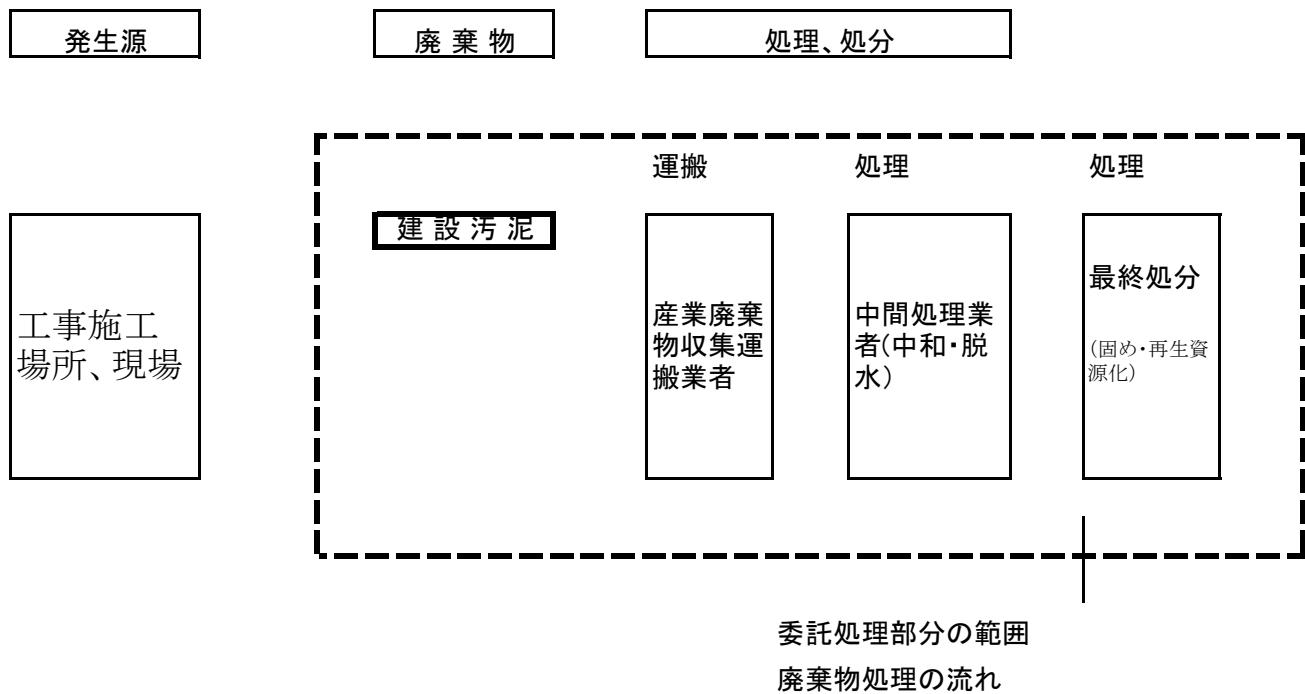
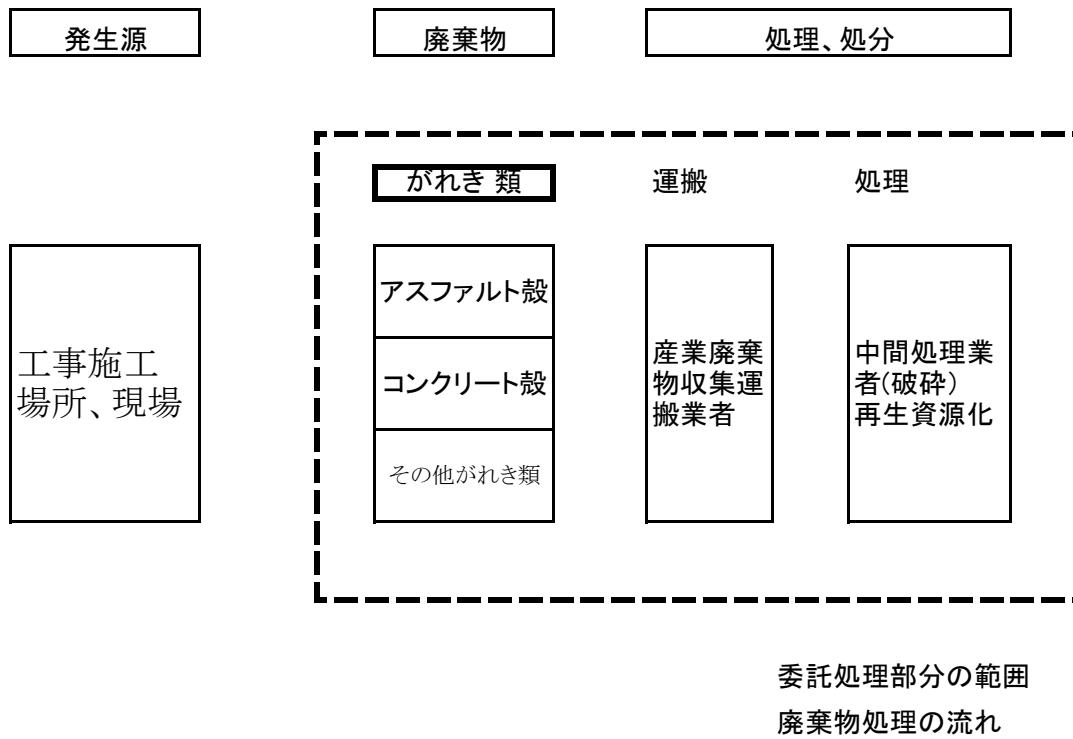
(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
②計画	全処理委託量	2500 t	5 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t		t
	再生利用業者への 処理委託量	2500 t	5 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t		t
(今後実施する予定の取組)				
今年度も、昨年同様受注量が、少ない予定ですが、適正処理を確実にする為、関係する法令その他規制を厳守すると共に、行政の環境施策に協力し、再生利用業者に委託する。 産業廃棄物の処理量の削減、再生利用の拡大については、発注者、施工者共に協議し、努力を怠らない。				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	代表取締役社長			
廃棄物担当	常務 工事部長 作業所 現場代理人			
		○廃棄物処理方針の決定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定 ○その他関係する事項		
役割	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物の処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進及び管理運営と 廃棄物処理計画の作成		
	常務	○ 廃棄物の管理状況把握と改善策検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○社員、関連会社に対する教育、指導 ○その他関係する事項		
	工事部長	○各作業所(現場)毎の委託契約の締結 ○産業廃棄物管理表の交付・管理 ○監督官庁への各種報告書の作成 ○その他関係する事項		
	作業所			

廃棄物管理組織

